

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

| | | |
|----------------------------|----------------------|--|
| 処 分 の 名 称 | | 敷地等と道路との関係に係る建築の認定 |
| 根拠条例・規則等名 | | 建築基準法（昭和25年法律第201号） |
| 条 項 | | 第43条第2項第1号 |
| 所 管 部 課 | | 建設局 北部建設事務所 建築指導課(電話:048-646-3237) 建設局 南部建設事務所 建築指導課(電話:048-840-6237) |
| 審 査 基 準 | 基 準 (未設定の場合はその理由) | 建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行について (平成11年4月28日建設省住指発第201号、建設省住指発48号) 建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行について (平成30年9月21日 国住指発第2074号、国住街第187号) 建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行について (平成30年9月21日 国住指発第2075号、国住街第188号) さいたま市建築基準法第43条第2項第1号認定基準 (平成31年4月1日運用、令和3年4月1日最終改正) |
| | 設定等年月日 | 平成30年9月25日設定 令和3年4月1日最終改正 |
| 標 準 処 理 期 間 | 期 間 (未設定の場合はその理由) | 30日 |
| | 設定等年月日 | 平成30年9月25日設定 平成 年 月 日最終改正 |
| 備 考 | | |